

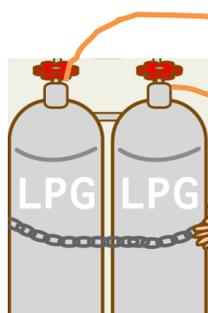
火気等を使用する催しの主催者、出店関係者の皆さまへ

祭礼、縁日、花火大会、展示会などのたくさんの人が集まるイベントにおいて、火災が発生すると大きな被害となるおそれがあります。このようなイベントに際して、コンロ、発電機、グリル、炭火などの火気器具等を使用する場合は消火器の準備と露店等を開設する場合は消防長への届出が義務付けられました。

多くの方がイベントに安心して参加できるように、イベントの主催者、関係者の皆様は次のことに注意して火災予防への取り組みをお願いします。

- 1 コンロ、発電機、グリル、炭火などの火気器具等をイベントに際して使用する場合は、消火器を準備する。
- 2 火気器具等の近くに燃えやすいものは置かない。
- 3 火気器具等は、水平な場所で使用する。
- 4 LPガスボンベ、発電機等の燃料は、火気器具等から離して保管する。
- 5 火気器具等を使用中は、その場を離れない。

下記のイラストを参考にしましょう。



- ・ボンベは直射日光や火気の近くを避け、水平な場所に置き、転倒防止措置をする。
- ・ホースはひび割れや劣化したものを使用しない。
- ・三又分岐は使用しない。



燃えやすいものは、火気から離して置く。



もしもに備えて、消火器を準備しましょう。



- ・ガソリンは金属性容器に保管し、直射日光の当たる所や高温になる所を避け、風通しのよい所に置く。
- ・容器のふたを開ける前に圧力調整ねじを緩めて圧抜きをする。



- ・発電機に給油する際は、エンジンを停止し安全な場所で行う。
- ・火気から離れた安全な場所で使用する。

お問い合わせは衣浦東部広域連合の各消防署へ

碧南消防署 41-2623

刈谷消防署 23-1639

安城消防署 75-2458

知立消防署 81-4142

高浜消防署 52-1190

消防局予防課 63-0136